

# 利用料金一覧



## ●放課後児童クラブ負担軽減措置対象者及び利用料金

区 分	基本料金（月額）【児童一人当たり】
① 就学援助受給世帯	無料
② 生活保護受給世帯	
③ 市民税（住民税）非課税世帯	
④ こども医療費補助受給世帯	3,000 円
⑤ ひとり親家庭等医療費補助受給世帯	
⑥ 重度心身障害者医療費補助受給世帯	
⑦ ①～⑥に該当しない世帯	5,000 円

## ●各受給状況等の確認書類

区 分	確認書類
① 就学援助受給世帯	就学援助の認定通知書の写し ※認定通知書は送付があり次第提出してください。
② 生活保護受給世帯	生活保護受給証明書の写し
③ 市民税（住民税）非課税世帯	課税台帳記載事項証明書（所得証明書）※個人住民税が課されていないことが分かるもの
④ こども医療費補助受給世帯	こども医療費受給者証の写し
⑤ ひとり親家庭等医療費補助受給世帯	ひとり親家庭等医療費受給者証の写し
⑥ 重度心身障害者医療費補助受給世帯	重度障害者医療費受給者証の写し

※ 就学援助は、遅い人だと6月以降頃に市担当課にて決定がされ、それ以降に決定通知書が届くとのことです。そのため、申込時には申込用紙へのチェック（自己申告）のみとし、後日決定通知書を提出してください。（万が一、決定されなかった場合には、それまでの月分を遡ってお支払いして頂く事となります。）

- 多子世帯（同時に2人以上が利用）については、2人目は半額、3人目以降は無料とします。  
【例】 こども医療費補助世帯の場合：1人目は3,000円、2人目は1,500円、3人目は無料

- 基本料金について、月後半から利用を開始する場合、利用開始月は半額とします。  
但し、利用中止月は半額にはなりません。  
【例】 こども医療費補助世帯の場合：1人目は1,500円、2人目は750円、3人目は無料